

令和6年4月1日

島根県作業療法士会 会員各位

一般社団法人 島根県作業療法士会
学術部 福代 大輔

一般社団法人 島根県作業療法士会の査読委員公募のご案内

謹啓

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、島根県作業療法士会では会員に対する学術的な活動として島根県作業療法学会の開催と併せて一般演題発表、生涯教育部の開催する現職者共通研修事例検討、一般社団法人 島根県作業療法士会発刊予定の学術誌においてそれぞれ、発表内容の水準を高める目的で査読を行います。

この度、査読委員（論文査読委員および事例査読委員）を下記の通り公募いたします。査読委員の職務は、島根県作業療法学会及び生涯教育制度にある現職者共通研修事例検討、一般社団法人 島根県作業療法士会発刊予定の学術誌に投稿された研究発表論文または事例報告を査読することであり、倫理上の問題や内容の確認等を行います。

査読委員の資格は、査読委員選考規定に示す基準を満たす必要がありますが、査読委員の定員制限はございません。一般社団法人島根県作業療法士会会員の質的向上のため、是非とも応募して下さるようお願い申し上げます。なお、査読委員への応募を希望する方は、下記の要領にしたがって申請くださるよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

査読委員応募要領

- 1 応募資格 一般社団法人島根県作業療法士会の会員であること
(申請時及び委員期間継続して入会していること)
認定作業療法士もしくは専門作業療法士
修士課程修了者以上の学歴を有する会員
県内養成校教員
上記学歴と同程度の学識経験者
- 2 応募方法： ①査読委員申請書の所定の欄に記入したものをメールに添付してお送りください。提出先は下記応募先までお願いします。
②基準を満たすと判断された場合、委嘱状をお送りいたします。
- 3 応募期日： 令和6年4月1日(月) ※以後、随時募集
- 4 応募先： 一般社団法人島根県作業療法士会
学術部 査読窓口 福代大輔
TEL：0852-88-3620 E-mail：f.daisuke0122@gmail.com

査読委員申請書

私は、一般社団法人島根県作業療法士会の査読委員に就任することを申請いたします。

令和 年 月 日

所属 _____

氏名 _____ 印

査読は原則的にメールによる受け渡しを行いません。メールアドレスをご記入ください。

メールアドレス _____

<臨床経験年数（必ずご記入ください）>

(_____) 年目

認定作業療法士 ・ 専門作業療法士

<学位> 修了した場合のみ記載ください。

修士課程・博士課程前期

_____ 大学大学院 _____ 研究科 _____ 専攻

_____ 西暦 _____ 年修了

博士課程・博士課程後期

_____ 大学大学院 _____ 研究科 _____ 専攻

_____ 西暦 _____ 年修了

県内養成校教員の所属養成校名 (_____)

学識経験者の履歴等 (_____)

査読規程

(目的)

第1条

学術部は、会員に対する学術的な活動として島根県作業療法学会の開催と併せて一般演題発表、島根県作業療法士県士会が発刊する学術誌「島根県作業療法士会 学術誌」掲載論文においてそれぞれ、内容の水準を高める目的で査読を行う。

(委員)

第2条

査読を行うため、査読委員を置き、その任期は2年とする。

(査読対象)

第3条

学術部の依頼によるものを除き、島根県作業療法学会の一般演題発表の投稿演題及び学術誌に掲載する論文を査読する。

(学術誌投稿の流れ)

第4条 査読は、2名以上の査読委員によって行う。

1. 査読委員は、原稿内容を別記様式1及び2-1に則り審査し、以下のいずれかの決定を行う。
 - ・学術誌の査読結果「無修正で掲載可」、「修正後掲載可」、「修正後再査読」
2. 査読委員は、別記様式3-1に準ずる様式を用いて、査読結果を学術誌編集委員会に報告する。
3. 査読委員の報告を踏まえ、学術誌編集委員会が、原稿採択の総合的な判断を行う。
4. 学術誌編集委員会は、投稿者に別記様式4に準ずる様式を用いて査読結果を通知し、「修正後掲載可」、「修正後再査読」の場合、理由を明記する。
5. 機関誌掲載への可否の最終判断は、学術誌編集委員会が判断する。

(学会一般演題、投稿の流れ)

第4条 査読は、2名以上の査読委員によって行う。

1. 査読委員は、原稿内容を別記様式1及び2-2に則り審査し、以下のいずれかの決定を行う。
 - ・学会の査読結果「無修正で掲載可」、「修正後掲載可」、「修正後再査読」

2. 査読委員は、別記様式 3-2 に準ずる様式を用いて、査読結果を学術部査読受付担当者に報告する。
3. 査読委員の報告を踏まえ、学術部査読受付担当者が、原稿採択の総合的な判断を行う。
4. 学術部査読受付担当者は、投稿者に別記様式 4 に準ずる様式を用いて査読結果を通知し、「修正後掲載可」、「修正後再査読」の場合、理由を明記する。
5. 査読期間に査読が通らなかった場合、学会発表の可否の最終判断は、学会長が判断する。
6. 再査読の際は査読委員がコメント及び再審査を行う。

(学術部の業務)

1. 学術部は、投高原稿の専門分野に応じて本委員を決定し、査読を依頼する。
2. 学術部は、投稿者に査読結果を通知する。
3. 学術部は、別に定める査読委員選考規程により査読委員の選考を行う。

付則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する

平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 5 年 10 月 1 日 一部改訂

査読委員選考規程

(目的)

第 1 条

この規程は、査読規程第 4 条に基づき、査読委員選考方法を定めるものである。

(査読委員の公募)

第 2 条 査読委員の選考は公募で行う。

(査読委員の選考基準)

第 3 条 査読委員の選考は、以下の項目のいずれかを満たすものについて判定する。

島根県作業療法士会の会員であること

- 認定作業療法士もしくは専門作業療法士
- 修士課程修了者以上の学歴を有する会員
- 島根県内養成校教員
- 上記学歴と同程度の学識経験者

査読委員の人数は、特に定めない。

(査読委員の任期)

第 4 条 査読委員の任期は 2 年とし、当該年度の開始に委嘱を行うこととする。

付則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。